

後期高齢者医療保険

令和2年度後期高齢者医療保険のお知らせ



詳しくは町住民生活課におたずねください

令和2年度の保険料算出方法について

後期高齢者医療保険1人あたりの保険料額は、皆さん同額の「均等割額」と個人の所得に応じる「所得割額」の合計で算出しています。上限額は64万円です。

均等割額

年額50,600円

所得割額

総所得金額（基礎控除後）×

9・95%

低所得者に係る保険料の軽減について

所得が低い方は、保険料の均等割額が軽減されます。

均等割額の軽減については、世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額

等の合計額で計算します。

均等割額の軽減

7割軽減

基礎控除（33万円）を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算した上で所得が0円となる場合

7・75割軽減

基礎控除（33万円）を超えない世帯

5割軽減

基礎控除（33万円）＋「28万円5千円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

2割軽減

基礎控除（33万円）＋「52万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

そのほかの軽減（被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減）

制度加入の月から2年間は均等割額5割軽減、2年経過後は軽減なし（所得割額はかかりません）

仮徴収額決定通知書をご確認ください

今月から令和2年度後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります。仮徴収とは、保険料額が決定す

後期高齢者医療制度の対象者は75歳以上の方です。障がいをお持ちの場合は65歳から加入できる場合があります。

る7月より前に、仮の金額として年金から徴収するものです。前回徴収した保険料額を基準に、4・6・8月の年金から徴収します。対象者には「後期高齢者医療仮徴収保険料額決定通知書」を送付しました。仮徴収保険料額などが記載されていますので、ご確認ください。

あんま・はり・きゅう治療券の利用について

町では、町後期高齢者医療被保険者を対象に、あんま・はり・きゅうの治療を受ける場合に利用できる治療券5枚綴り（1回につき1,000円補助）を発行しています。治療券は、町と協定を結んでいる施術院で使用できます。必要な方は、「後期高齢者医療被保険者証」と「印かん」をご準備の上、町住民生活課で申請してください。

申請期限

令和3年3月31日（水）

医療機関の適正な受診のため次のことに注意しましょう

●重複受診をやめましょう

重複受診とは、同じ病気で同時期

に複数の医療機関にかかることです。受診するたびに初診料が必要で、医療費が高額になり、検査や投薬を繰り返すため体に負担もかかります。

●かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医とは、あなたの既往症や健康状態などを把握して、健康管理全般のアドバイスをする医師のことです。かかりつけ医をもてば、いざというときも安心です。

●ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使っているため、安全性も効き目も立証されています。ただし、すべての新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではなく、症状によっては適さない場合もあります。詳しくはかかりつけ医や薬剤師にご相談ください。

●お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳は使っている薬などを記録しておくもので、つくって記録しておけば、薬の重複や飲み合わせのトラブルを未然に防ぐことができます。病院や薬局に行くときは必ず持って行きましょう。

健診・検診

町の健診を受けて身体の状態をチェックしましょう



申し込みは町総合保健福祉センターまで

■健診・検診の申し込みは4月15日（水）まで

町では、令和2年度の健診や検診を次のとおり実施します。

各健診の申し込みについては、4月15日（水）までに「健診希望調査票」に必要事項を記入の上、各行政区の嘱託員または町総合保健福祉センターに提出してください。

●節目健診

▼期間 6～12月

▼場所 日本赤十字社熊本健康管理センター、高野病院総合健診センター

▼対象者 令和3年4月1日現在で35・40・45・50・55・60歳を迎える町国民健康保険被保険者

●特定健診・若者健診・がん検診（7月集団健診）

▼期間 7月4日（土）～10日（金）

▼場所 町総合保健福祉センター

▼対象者 20～74歳の町国民健康保険被保険者

●後期高齢者健診・がん検診（8月集団健診）

▼期間 8月16日（日）～18日（火）

▼場所 町総合保健福祉センター

▼対象者 町後期高齢者医療保険被保険者

●がん検診（12月集団検診）

▼期間 12月9日（水）～13日（日）

▼場所 町総合保健福祉センター

▼対象者 20歳以上の女性および40歳以上の男性

詳しくは、4月に各世帯に配布しました「甲佐町健診のお知らせ」および「甲佐町健診希望調査票の書き方」をご確認いただくか、町総合保健福祉センターまたは町住民生活課までお尋ねください。

▼お問い合わせ先

町総合保健福祉センター

☎096・2335・8711

町住民生活課

☎096・2334・1113

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線 105)

民生委員・児童委員

■「民生委員・児童委員」とは

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱されたボランティアです。特定の区域を担当し、高齢者や障がいがある方の見守りなどを通して必要な支援が受けられるよう、地域行政などのパイプ役になります。全ての民生委員は児童福祉法により「児童委員」も兼ねており、子育ての不安に関する相談も行っています。また、児童福祉に関する事項を専門に担当する「主任児童委員」がいます。

本町では、「民生委員・児童委員」31人と「主任児童委員」2人が活動しています。委員には、守秘義務があり、相談に関する秘密は守られます。担当委員（担当行

地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」



詳しくは町福祉課までお尋ねください

政区）は次のとおりです。

●民生委員・児童委員

西坂澄子（広瀬・西原・小鹿）、藤田一郎（本坂谷・谷内・堂ノ原・鹿里）、藤本君代（井戸江・安平・上揚）、山下いづみ（東寒野）、鶴崎千鶴（西寒野）、赤星俊郎（上豊内）、井上美穂（下豊内）、甲斐千穂美（岩下一区）、田上紀世美（岩下二区）、大友千鶴（緑町）、藤本信子（仁田子）、吉田理恵（大町）、田上文蔵（横田）、宮川卓（有安）、内田八重子（中横田）、池田健吾（下横田）、中村由美子（浅井）、美濃田トミ子（上早川一区・二区）、谷田あつ子（上早川三区・四区・五区）、森田義勝（船津）、徳満優子（麻生原・世持）、古閑潔（南三箇・中山）、宮本ヨシエ（津志田）、岩崎光洋（上田口・下田口）、井本久美子（和田内・田原）、牧本信義（府領・北原）、木村孝行（中早川）、本田榮子（早川・北早川）、本田徳子（糸田）、本田律子（辺場・古閑・八丁・山出）、河野史郎（芝原・吉田）

●主任児童委員

米村千晶、備後由喜江（甲佐町全行政区）

町福祉課 ☎096-234-1114(内線 144)